

北京市発明特許奨励弁法

2007年5月14日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

北京市發明特許奨励弁法

(2007年5月14日北京市人民政府公布)

第1条 創造成果の特許権の取得を励み、發明特許の品質を向上し、發明特許の実施と商用化を促進し、北京市の経済と社会の発展に重大な貢献のあった特許権者と發明者を表彰するため、「北京市特許保護と促進条例」に基づき、本弁法を制定する。

第2条 「北京市發明特許賞」(以下、市の發明特許賞と略称する)は市政府が北京市行政区域内で顕著な経済的、社会的な効果と利益を有する發明特許を選出して表彰するために創設する専門奨励項目である。

市の發明特許賞は2年ごとに1度選出する。

第3条 市の發明特許賞の推薦、評定審査と授与の業務は公開、公平、公正という原則に従い、効果と利益に重視し、優秀な發明特許を選択して奨励する。

第4条 市政府の許可を得て、市知識産権局、市財政局と市人事局などの部門からなる市の發明特許賞評定工作弁公室(以下、評定弁公室と略称する)を設立する。評定弁公室は市知識産権局に設け、市の發明特許賞の組織、調整と管理の業務に責任を負う。

評定弁公室は市の發明特許賞評定審査委員会(以下、評審委員会と略称する)の構築に責任を負う。評審委員会は異なる分野により業種評定審査グループを設け、市の發明特許賞の評定審査業務に責任を負う。

第5条 市の發明特許賞は、次の条件のひとつに符合する發明特許に対し、重点的に褒賞を与える。

- (1) 当市の国民経済と社会発展の計画綱要に確定する重点業種または重点分野に属し、顕著な経済的、社会的な効果と利益を得ている。
- (2) 産業構造の調整、経済成長策の転換、省エネルギー・排出削減、及び都市の運行、管理と安全、交通渋滞など当市が直面する現実に解決の難しい問題に対して、重要な作用を及ぼしている。
- (3) 国家基準または国際基準を形作るのに重要な作用を發揮している。

第6条 市の發明特許賞には、1, 2, 3等賞を設ける。そのうち、

- (1) 一等賞は5項、それぞれ人民元20万元の褒賞を与える。
- (2) 二等賞は15項、それぞれ人民元10万元の褒賞を与える。
- (3) 三等賞は30項、それぞれ人民元5万元の褒賞を与える。

当市の国民経済と社会発展に重大な貢献のあった發明特許に対して特別賞を授与し、授賞数は1項、人民元100万元の褒賞を与える。

市の發明特許賞の経費は市財政に計上される。

第7条 市の發明特許賞の申告は、以下の条件に符合しなければならない。

- (1) 申告者が当市で登録し、または当市の戸籍、従業住居証明書をもつ特許権者、もしくは北京市の公共利益と社会民生に傑出な貢献をしたその他の特許権者でなけ

ればならない。

- (2) 発明特許は国家知識産権局に授権された。
- (3) 発明特許の法律状態が安定、その権利所属が明確である。

第8条 次の発明特許は市の発明特許賞を申告してはならない。

- (1) すでに国家技術発明賞、中国特許賞或は市の発明特許賞を受賞したもの。
- (2) 特許権の所属については争議があるもの。
- (3) 過去に市の発明特許賞を申告したことがあるが、受賞されなく、実施においても新しい実質的な進展を遂げないもの。

第9条 特許権者は次の手続きの一つに照らして市の発明特許賞を申告する。

- (1) 市級行政主管部門、区県の特許業務の管理部門或は関連業種協会（以下、推薦単位と略称する）に申告する。
- (2) 奨励を申告する発明特許は専門家が共同で署名、推薦する場合、特許権者が直接に評定弁公室に申告する。

第10条 推薦単位は申告書類に対して形式の審査を行い、具体的な推薦意見を提出し、評定弁公室に提出する。

申告書類が規定に符合しない場合、推薦単位或は評定弁公室は申告者が規定期間内に補正するよう要請し、期限を過ぎても補正しなく、または補正したが依然として規定に適合しない場合、評定審査に提出しない。

第11条 評定弁公室は申告書類をまとめて区分し、また相応の業種評定審査グループを組織して初審を行う。

業種評定審査グループは記名投票表決の方法で、評審委員会に受賞発明特許と奨励等級についての提案を提出する。

評審委員会は各業種評定審査グループからの提案について審議し、記名投票表決の方法で、受賞発明特許と奨励等級についての初審決議を行う。

第12条 評審委員会の初審決議により、評定弁公室は指定したメディアで初審結果を公示する。

初審結果に異議のある組織と個人は、公示日より30日以内に書面の形で評定弁公室に異議を提出する。

評定弁公室は専門家を組織して異議内容に再審査を行い、再審査意見を提出し、また結果を異議の提出側に知らせる。

第13条 公示が終了後、評定弁公室は初審結果と再審査意見に対して照合審査を行い、奨励予定の名簿を確定し、市人事局が市政府へ提出し、認可を得る。

市政府から認可を得た後、受賞の名簿を公布し、受賞した特許権者と発明者に証明書と褒賞を与える。

第14条 市の発明特許賞を受賞した発明者の所属する機関或は人事管理部門は受賞状況及びその主な貢献を本人の調書に記入し、昇進審査の依拠の一つにする。

第15条 市の発明特許賞の二等賞以上を受賞し、かつ関連申告条件に符合した発明特許に対して、評定弁公室が国家技術発明賞或は中国特許賞への申告の推薦をする。

第16条 評定審査業務に参加する専門家及び関連担当者は評定審査状況を漏れてはならず、当年の奨励を申告する特許にかかわり、または奨励を申告する特許権者及び発明者と利害関係がある場合、回避しなければならない。

第17条 欺瞞行為、盗作などの不正手段で他人の特許権を侵害し、市の発明特許賞を馱騙し取った場合、奨励を取り消し、また関連メディアで公開するものとする。

第18条 市の発明特許賞の評定審査において、欺瞞行為を行い、私情にとらわれて不正行為を行う場合、評定審査専門家はその評定審査の資格を取り消し、担当者は関連規定に基づき行政処分を行う。

第19条 市知識産権局は本弁法に基づき実施細則を制定する。

第20条 本弁法は2008年1月1日から実施する。